

半田市設計変更事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、設計内容の変更（以下「設計変更」という。）及びこれに伴う契約変更の取扱いについて必要な事項を定め、設計変更事務の適正化を図り、もって事務の簡素化と合理化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 設計変更とは、半田市財務規則（昭和46年半田市規則第11号）第185条の規定による「契約内容の変更」により元設計を変更することをいい、本要綱第5条の規定により、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ受注者と協議することを含むものとする。

(設計変更のできる範囲)

第3条 設計変更のできる範囲は、次に掲げる理由により、やむを得ず元設計を変更する必要性が生じた場合とする。

(1) 発注後に発生した外的条件によるもの

- ア 自然現象、その他不可抗力による場合
- イ 他事業及び施行条件等に関連する場合
- ウ 地元調整等の処理による場合
- エ 安全対策に基づく場合（交通誘導員、仮設工等）

(2) 発注時において確認困難な要因に基づくもの

- ア 推定岩盤線の確認に基づく場合
- イ 地盤支持力の確認に基づく場合
- ウ 土質の確認に基づく場合
- エ 地下埋設物の撤去等に基づく場合
- オ 建設リサイクル法等に基づく場合（数量、処理方法、処理場等の変更）
- カ 諸経費調整に基づく場合
- キ 施工条件の明示項目の変更に基づく場合
- ク 測量・地質調査時等に判明が不可能な場合
- ケ その他確認困難な要因及び誤測等でやむを得ない場合

(3) 予算処理に基づくもの

(4) 認可条件等の処理に伴うもの

(設計変更による契約変更の範囲)

第4条 設計変更により契約変更ができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 設計変更による増加額（変更契約の累積によるものを含む。以下同じ。）が当初契約金額の30パーセント以内の場合。ただし、別件発注する場合は妥当な場合は除くものとする。
- (2) 設計変更による増加額が当初契約金額の30パーセントを超えるものであって現に施行中

の工事と分離して施行することが著しく困難な場合

(3) 設計変更により減額する場合

(設計変更の手続)

第5条 設計変更は、その必要が生じた都度、監督職員が当該変更の内容を掌握し、予算の範囲内で処理できることを確認したうえで行わなければならない。

2 監督職員又は受注者の定める監督者若しくは現場代理人は、当該変更の内容を整理し、設計変更協議書（様式第1。以下「協議書」という。）により、設計変更の協議を行わなければならない。ただし、当初設計金額及び変更設計金額共に130万円以下の工事及び現場のおさまり、取り合わせにより数量を多少変更する場合については、協議書を省略できるものとする。

3 協議書は、設計変更による増減（変更契約の累積によるものを含む。）が当初設計金額の30パーセント以内で、かつ、500万円以下である場合は、担当課長の、この範囲を超える場合は、担当部長又は担当監の承認を受けるものとする。

4 前項の担当部長又は担当監の承認の際、当初設計金額の30パーセントを超え、かつ、500万円を超える場合は、総務課長、財政課長及び別表に掲げる部長の合議を受けるものとする。

5 第3項の規定により承認を行った場合は、設計変更承認書（様式第2）を2部作成し、1部を受注者の定める監督員又は現場代理人に通知し、1部を協議書と共に保管するものとする。

(契約変更の手続)

第6条 前条の設計変更に伴う契約変更の手続は、変更金額（変更契約の累積によるものを含む。）が当初設計金額の30パーセント以内で、かつ、500万円以下である場合においては、工期の末までに行うものとし、この範囲を超える場合においては、設計変更の都度速やかに行うものとする。

附 則

この要綱は、昭和63年12月1日から施行するものとする。

附 則

この要綱は、平成11年5月1日から施行するものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行するものとする。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行するものとする。

附 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 13 日から施行するものとする。

附 則

この要綱は、平成 30 年 11 月 20 日から施行するものとする。

附 則

この要綱は、令和 3 年 12 月 1 日から施行するものとする。

別表

企画部、市民経済部、福祉部、半田病院事務局、水道部 が発注したもの	建設部長に合議
総務部、健康子ども部、建設部、教育部、市議会事務局 が発注したもの	水道部長に合議